

## 東峰 Jr. みらい塾 ~ 雪と遊ぼう スキー体験~

2月5日(土)に大分県の九重森林公園スキー場へスキー体験に行っ てきました。 今年は全員が、 午前中2時間スキースクールでレッスンを受けました。 慣れないス キー靴を履き、スキー板で斜面に立っているのも一苦労で、思うように体を動かすことができずに、 何度もしりもちをついていました。しかし皆一生懸命に練習をし、教えてもらったことをすぐに実 践して、滑りながらのジャンプを何回もしたり、リフトに乗ってコースも頑張って滑りました。

午後からは、何度もコース にチャレンジする子も見られ、 子どもたちの呑み込みの速さ に驚きました。帰りには「楽 しかった~!」「また来年もス キーしたい! などの声もたく さん聞かれました。天気にも 恵まれ、保護者の方のご協力 もあり、ケガや事故もなく、 寒さを忘れて元気いっぱいに 雪山を楽しみました。





## 東峰 Jr. みらい塾 ~昔あそび&閉講式~

3月5日(土)に東峰 Jr. みらい塾で「昔あそび&閉講式」を行いました。今回の昔あそびは『めん こ』、『けん玉』、『けんけんぱ』、『S合戦』をしました。グループに分かれて交代で行いましたが、初めて のあそびにも意欲的にチャレンジし、普段と違った昔あそびを十分楽しみました。

その後、東峰村自然公園にて宝さがしを行いました。 当たりクジ 10枚、はずれクジ 90枚でしたが、は ずれクジでも多く集めた人には景品が出るとあって、みんな我先にとたくさんのクジを探しました。宝さがし の後は、自然公園の芝生を利用して『大縄跳び』を行いました。時間いっぱい何度もチャレンジして連続飛 びを見せてくれました。今回たくさんのあそびを準備しましたが、子ども達はとても意欲的で元気いっぱいに 活動することができました。

閉講式では修了証書と、皆勤賞・がんばったで賞を渡しました。 今回の活動で平成 22 年度は終わりですが、 来年度も「東峰 Jr. みらい塾」 では様々な体験活動を行いますので、 是非参加してください!!



▲みんなでけん玉。誰が1番に入るかな?



▲こちらは " めんこ " で白熱した闘いが…



▲宝探しの様子。「当たりはどこかなぁ」



▲縄跳びもみんなで跳ぶと楽しいな♪



▲皆勤賞の皆さん。1年間ありがとう♪



## 自治公民館発表会&HARUコンサート





高倉寛視さんの発表▲





▲中原地区自治公民館長 眞田 信治さんの発表▲



NHARU のお2人による N 素敵なコンサート♪

3月4日(金)午後 7時20分より保健福 祉センター「いずみ館」 において、モデル自治 公民館実践発表会を開 催しました。22年度に モデル自治公民館の指 定を受けた、鼓北区自 治公民館と中原地区自 治公民館の実践発表が 行われ、地域の伝統行 事や住民の交流などに 取り組む活動が発表さ れました。また、発表 の後には、東峰学園校 歌の作曲者であるHAR U(ハル)さんをお招き

して、「こころのうたコ ンサート」を開催しまし た。コンドルは飛んでゆ く、花、筑豊の子守唄な ど、ケーナや太鼓、ギター の演奏を交えた心に届く コンサートでした。

## 全国訪問「おはなし隊」のキャラバンカーがやってくる!

4月11日(月)15時~16時の間、いずみ館駐車場に講談社の「おはなし隊」のキャラバンカーが 楽しい「おはなし」をたくさん載せてやってきます。キャラバンカー内部には児童書を約550冊展示 してあり、子どもたちが自由に読むことができます。また、隊長、ボランティアの方から紙芝居や絵 本の読み聞かせをしてもらえます。参加は自由です。子どもさんと一緒に遊びにきませんか。







▲キャラバンカー1号車、2号車。今回は2号車が来る予定です。



## 『らぶすぽ東峰』会員募集&次回予告

らぶすぽ東峰では来年度の入会者を募集しています。詳しくは2月に配布しましたチラシをご覧いただくか、 公民館へ直接お問い合わせください。 【宝珠山公民館:電話72-2301】

	場所	日にち	備考
健康体操『ヨガ教室』	いずみ館多目的ホール	4月13日(水)	会員…500 円 非会員・団体会員…1 回 1,000 円 *マットはこちらで準備します。
ニュースポーツ	村民センター	4月 25 日 (月)	



## ~平成23年4月開校に向けて~ 保・小中一貫教育だより

編集

東峰村小中一貫教育校 開設準備委員会 広報部会

### ↑学校づくり部会↑

### 【平成23年2月8日開催 会議報告】

全体会議

建設状況の報告

東峰学園への引越し日程の説明と協力依頼について 班別会議



ナススムだんに使った数分

開校式班 (校名・校歌・校章班 + 閉校式・記念誌班)	下記について確認、検討を行いました。	
制服・通学路班	2月15日(火)に行われるスクールバス運営委員会に諮る内容について確認しました。 スクールバスの運行ルート及びバス停	
閉校式・記念誌班	閉校式・閉校記念誌について下記の点について確認、協議を行いました。 両小学校の閉校式の時間帯について 小石原小の式次第について	

### 東峰学園 入学式・開校式

平成 23 年 4 月 8 日(金)

8:30	~	9:00	受 付
9:00	~	9:40	入学式( 小中合同 )
9:40	~	10:05	写真撮影
10:10	~	10:50	学活・保護者会
10:50	~	11:00	休 憩
11:00	~	11:30	開校式 第1部1
11:30	~	11:40	休憩
11:40	~	12:15	開校式 (第2部1)

## 今後の日程について

学校については2月末で引渡しが終わり、現在はグラウンドの 復旧作業を行っています。

新しい東峰学園のスタートは4月6日(水)の始業式からになります。始業式の中で"開校宣言"を行い、4月8日(金)の入学式の日に"開校式"を行います。内容については左記の通りです。

特に開校式の日は併せて学校開放も行いますので、地域の皆さんもぜひお越しください。

開校式 【 1部 】     開校式 【 2部 】		
	開校式 【 1部 】 開校式	【2部】
1 開式の言葉1 校章披露2 国歌斉唱2 校旗授与3 村長あいさつ3 校歌披露 (HARU)4 教育委員会あいさつ4 応募者表彰5 学校長あいさつ7 PTA 会長あいさつ8 児童・生徒代表あいさつ8 児童・生徒代表あいさつ	国歌斉唱1 校章披露村長あいさつ2 校旗授与教育委員会あいさつ3 校歌披露 (学校長あいさつ4 応募者表彰来賓あいさつ5 祝電披露PTA 会長あいさつ6 閉式の言葉	(HARU)





不の香りが漂う廊下

### 学校教育部会(学習指導部会)

### 小学校どうしの交流

2月1日(火)、3年生が合同で、総合的な学習の時間の発表会をしました。お互いに、自分たちの 校区の素敵な場所やおすすめの物などを、ポスターにしたリクイズにしたりして発表しました。この日は、 小石原は雪が積もっていて、雪遊びも楽しむことができました。

2月10日 木)は、4年生がいずみ館で二分の一成人式」を行いました。 今まで自分を支えてくださっ た方への感謝とこれからの目標を堂々と発表する姿に、東峰学園の新5年生としての頼もしさを感じま した。







-成人式でのスピーチ

新 5 年生の集合写真

### 小学校と中学校の連携授業

2月9日(水)、小中連携カリキュラムをもとに、中学校の数学の先生が、小石原小学校6年生 の算数『図形の拡大と縮小』で授業を行いました。この単元は、今まで中学校で学習していた内 容ですが、今年は"移行措置という取り扱いで、小学校の6年生で学習するようになっています。 最後に、小学校算数の内容が中学校数学につながるという話を聞き、小学校での基礎の大切さを 改めて感じました。



中学校の先生が6年生の算数で



小中の先生2人で指導



中学校数学とのつながりを説明

### 小中部会

2月25日(金) 東峰村3校の先生たちが集まって小中部会を行いました。小中部会では、昨 年度から、研修部や生徒指導部、健康教育部などに分かれて、23年度東峰学園開校に向けて、教 育指導計画の話し合いをしてきました。この日は、それぞれの部から出された計画について質問 や意見を出し合いました。今回出た質問や意見をもとに、教育指導計画を再度見直し、さらによ りよいものに仕上げて4月の開校に備えたいと思います。



1冊にまとめた教育指導計画



質問や意見の出し合い





## 村からのお知らせる



宝珠山庁舎 72-2311 の 小石原庁舎 74-2311

### 住民福祉課

#### 戦没者等のご遺族の皆様へ

第九回特別弔慰金の請求はお済ですか。請求期限は平成24年4月2日です。

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が、平成 17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなる等により、平成21年4月1日において、前記年金給付を受ける人がいない場合に、戦没者死亡当時の先順位のご遺族お一人に支給されます。(但し、支給要件があります。)

すでに特別弔慰金を受けている場合、今回は対象となりません。

お問い合わせは

東峰村役場 住民福祉課 援護担当(電話:72 2311) または県保護・援護課 (電話:092 643 3302)まで

### 住民福祉課

### アンケート調査(日常生活圏域ニーズ調査・高齢者実態調査)に ご協力をお願いします

福岡県介護保険広域連合では、第5期介護保険事業計画(平成24年度から26年度)を策定するにあたって、65歳以上の方を対象としたアンケート調査を実施致します。

この調査は、どの地域どのような介護サービスを必要としているかを把握するために行うものです。 調査対象となる方は無作為に抽出して、4月上旬にアンケート用紙を郵送させていただきます。皆 様のお手元に届いた際は是非ともご協力をいただきますようお願い申し上げます。

問合せ先:福岡県介護保険広域連合 総務課企画電算 電話:092 643 7055

(関連ホームページ:http://www.fukuoka kaigo.jp)

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課(電話:74 2311)

宝珠山庁舎 総合窓口 (電話:72 2311)まで

### 住民福祉課

#### 第5期介護保険事業計画策定委員会委員一般公募について

平成23年度は、第5期(平成24年度から26年度)介護保険事業計画策定の年度となっております。 福岡県広域介護保険広域連合においては、介護保険制度の適正な運営を図るため、事業計画策定委員会を開催いたします。つきましては、同委員会において、住民(被保険者)の立場からさまざまな建設的な意見、提案を受けるために、保健・医療・福祉等各分野の委員とともに参画できる住民代表の委員を募集いたします。

募集期間:4月11日(月)~5月13日(金)

問合せ先:福岡県介護保険広域連合 総務課企画電算係 電話:092 643 7055

(関連ホームページ:http://www.fukuoka kaigo.jp/)

お問い合わせは 東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課(電話:74 2311)

宝珠山庁舎 総合窓口 (電話:72 2311)まで

### 住民福祉課

#### 平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されます

これまでは障害基礎年金を受ける権利が発生した当時に、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子様がいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っておりましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子様がいる場合にも届出によって加算を行うことになります。

#### 平成 23 年 3 月までは

受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、受給権発生時( ) から加算の対象となります。 受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

#### 平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます!

平成 23 年 4 月 1 日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、法施行時( )から加算の対象となります。

平成23年3月31日における生計維持関係を確認することとなります。

平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有することとなった場合は、その事実が発生した時点( )から加算の対象となります。

婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認することとなります。

#### 障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様の間に生計維持関係がないものとして取扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

詳しくは下記の照会先までお問合せください。

児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能 となります。

児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

#### 照会先

#### 【障害年金加算改善法について】

・南福岡年金事務所(092 552 6128)又は東峰村役場総合窓口(72 2311) (年金の手続については、平成23年4月1日以降に手続きいただきますようお願いします。)

#### 【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】

・東峰村役場住民福祉課(74 2311)

お問い合わせは

南福岡年金事務所 (電話:092 552 6128)まで

### 住民福祉課

#### 4月1日から国民健康保険証が変わります

現在の「国民健康保険被保険者証」の有効期限は3月31日です。新しい被保険者証(桃色)を、3月中旬に世帯主あてに送付します。

学生で被保険者証を持っている世帯や遠隔地による被保険者証の交付を受けている世帯で、引き続き (学・遠)の被保険者証が必要な人は、4月より再度窓口で手続きをしてください。

#### 【(学・遠)証の手続きに必要なもの】

- ・新しい国民健康保険被保険者証
- 印かん
- ・在学証明書(平成23年4月1日以降発行のもの)または学生証の写し(有効期限明記のもの)

#### 【注意事項】

新しい被保険者証との切り替え手続きをしないと、4月1日から保険診療が受けられなくなり、医療費は全額自己負担となります。注意してください。

国民健康保険被保険者証は、個人情報が記載された大切なものです。住民登録している住所以外には 送付できません。

「国民健康保険高齢受給者証(高齢受給者証)」を再発行します

現在の1割負担の高齢受給者証は、平成23年4月1日から2割負担へ変更の予定でしたが、平成24年3月31日まで据え置かれます。これに伴い、「一部負担金の割合」欄の表示「2割(ただし、平成22年3月31日まで1割)」を「1割」に変更し、国民健康被保険者証に同封して送付します。

医療を受けるときは、現在の高齢受給者証と差し替え、保険証と一緒に医療機関窓口へ提示してください。現役並みの所得があった人は「3割」負担のままですので、今回は送付しません。

退職・就職した人へ。国保の加入・脱退には届出が必要です

日本では、必ず医療保険に加入することになっています(国民皆保険制度)。

職場の健康保険の被保険者・被扶養者でない人は、現在住んでいる市区町村の国民健康保険(国保) に加入しなければなりません。

国保加入の届出を忘れて未保険になっていませんか。

#### 未保険だとすべて自己負担に

国保加入の届出をしないと未保険の状態となり、病院の診療を受けるとき、医療費がすべて自己負担になります。

人は、いつ大きな病気やけがをするかわかりません。すべての人が安心して医療を受けられるよう、 国保加入の届出を必ず行ってください。

国保加入の届出が遅れた場合も、届出した月からではなく資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。今まで国保に加入していた人で、職場の社会保険やその扶養に認定された人は、 国保の資格をなくすための手続きが必要です。

手続きをしないと保険の二重加入となり、社会保険料・国保税の両方がかかります。

#### 【国保加入の届出に必要なもの】

- ・印かん
- ・同じ世帯に国民健康保険の人がいる場合、その国民健康保険証
- ·健康保険資格喪失証明書

#### 【国保喪失の届出に必要なもの】

- ・印かん(認印)
- ・国民健康保険証
- ・新たにできた社会保険証

平成 23 年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収が始まります

平成 20 年度より、原則、国民健康保険加入者全員が 65 歳以上の世帯について、世帯主の年金から、 後期高齢者医療加入者については、本人の年金から年間 6 回、国民健康保険税もしくは、後期高齢医療 保険料が年金天引き(特別徴収)されることになっています。

4月上旬~中旬に、4~8月の天引き額を知らせる仮徴収額決定通知書を送りますので確認してください。

現在すでに年金天引きされている人については、2月に天引きされた額と同額が天引きされます。 なお、口座振替に変更することで年金天引きを中止することも可能です

( ただし、手続きには2ヶ月程度要します。)

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課 (電話:74 2311)まで

### 教育委員会 小・中学校就学援助のお知らせ

東峰村に住所を有し、小・中学校に在籍する児童生徒で、経済的な理由により就学が困難と認められる家庭の保護者に対して、就学援助制度を設けています。

#### 援助対象者の認定基準

. 前年度または当該年度に 生活保護の停止または廃止

村民税の非課税及び減免 国民年金保険料の減免 児童扶養手当の受給

のいずれかの措置を受けた人

. 上記以外で次のいずれかに該当する人

保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる人 PTA 会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている人 学用品、通学用品などに不自由しているなど、生活状態が極めて悪いと認められる人 経済的な理由により欠席日数が多い人

援助内容:学用品費、学校給食費、修学旅行費等

#### 申請手続き

教育委員会にある申請用紙に必要事項を記入・押印し、所得証明書(同一世帯分)を添付の上、申請 してください。

申請〆切:平成23年4月8日(金)

お問い合わせは

東峰村教育委員会(電話:72 2301)まで

### (株宝珠山ふるさと村

#### いぶき館で「村の昔写真」展示!

「山村文化交流の郷 いぶき館」では2月16日より旧小石原村と旧宝珠山村の昭和の時代写真を展示しています。 旧宿場町であった小石原の風景や初の民陶祭となる「道祖まつり」の写真。旧宝珠山の頃にあった炭坑住宅や日田彦山線のSL列車の写真。その他も成人式の集合写真や村の行事や出来事など時代を思い起こす写真を展示しています。村民の方は展示期間中の入館は無料です。懐かしい時代を偲びに是非ご来館ください!

展示会場:山村文化交流の郷 いぶき館

展示期間:2月16日(水)~4月17日(日) 開館時間:9:00~17:00 毎週火曜日休館 (期間中、東峰村の方は入館無料です)

お問い合わせは

(株)宝珠山ふるさと村(電話:72 2232)まで

担い手積立年金

# よくわかる 農業者年金 No. **7**

### 家族経営協定を結んでいると何かメリットはありますか?

### 一つの経営で何人でも保険料補助が受けられる!

家族経営協定は、農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても魅力的でやり甲斐のあるものにするために、経営方針や役割分担、家族皆が働きやすい就業環境などについて、家族間の話し合いに基づき取り決めるものです。

農業者年金制度では、認定農業者で青色申告をしている方と家族経営協定を結んで経営に参画している配偶者や後継者の方には、農業の担い手として、経営主と同等に月額最高1万円の保険料の国庫補助が受けられます。保険料の国庫補助は一つの経営で何人でも受けられます。国庫補助金とその運用益は、農地等の権利を持たない配偶者の方は、家族経営協定の経営参画条項を変更して農業経営から引退すれば、特例付加年金として受給できます。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上 農業に従事する、③60歳未満の方――ならどなたでも加入できます。

### 独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F 電話:03(3502)3942 FAX:03(3592)2660 http://www.nounen.go.jp

農業者年金の特徴・メリット

- □ 農業者の方なら広く加入できる
- □ 少子高齢化時代に強い積立方式(確定拠出型)の年金
- □ 保険料の額は自由(月額2万~6万7千円)に決められる
- □ 終身年金で80歳までの保証付き
- □ 保険料の全額社会保険料控除など税制面の優遇措置
- □ 認定農業者など意欲ある担い手には保険料の国庫補助あり



ー<u>人ひとりの</u>農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!

### 総務課

#### 総務課からのお知らせ

ケーブルテレビ使用料金の徴収について

平成 23 年度よりケーブルテレビ使用料の徴収がはじまります。ケーブルテレビにご加入いた だいている世帯には、4月 15 日の全戸配布の際に納付書を配布します。使用料は年額となっていま すので、4月末までに指定の金融機関でお支払いをお願いします。

次年度からは、便利な口座振替もご利用できますので、金融機関で手続きを行って下さい。

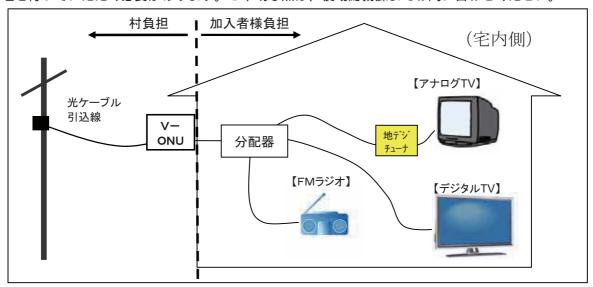
#### ケーブルテレビ使用料

使用料	料金(年額)	
区用41	**************************************	休止の場合
一般加入者	3 ,0 0 0円	1 ,5 0 0円
事業所加入者	12,000円	6,000円

村内に居住し、家族経営などにより事業 活動を行っている店舗や工場は一般加入者 です。

ケーブルテレビが映らなくなった場合は、まずはご家庭の宅内配線工事を行った「村の指定事業者」 にご連絡ください。

テレビが映らなくなった場合は、村の施設側に支障がある場合と、ご家庭の配線やテレビに支障がある場合など様々な要因が考えられます。下図のように、「V‐ONU」から光ケーブル側に支障があった場合は村が修理を行いますが、宅内側のテレビや配線に支障がある場合は、加入者様の負担で修理を行っていただく必要があります。ご不明な点は、役場総務課までお問い合わせください。



- 1 家屋の新築や改築など、加入者様の事情により V O N U の移設が生じる場合は、移設費用は加入者様のご負担となります。
- 2 故意又は過失により村の施設に損害を与えた場合は、原因者に損害を賠償していただきます。
- 3 修理の内容によっては、土日祝日や夜間など、早急に対応できない場合がありますので、あらか じめご了承ください。

NTT西日本よる光インターネットサービスが平成23年4月1日より開始されます。

待ちにまった光インターネットサービスが平成23年4月1日よりNTT西日本により開始されることになりました。東峰村についても、他の地域と同様に、NTT西日本が行っているサービスエリアの対象になりましたので、5月末日までに光インターネットを申し込むと、初期工事費割引により、標準工事費(約2.7万円)が無料となります。詳しくは、NTT西日本IPコールセンター(012016116)まで、お問い合わせください。なお、東峰村ケーブルテレビの加入申込み時に、光インターネット宅内工事を申込みされていた方も、直接NTT西日本等への申込みが必要になります。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課 (電話:72 2311)まで